

組合脱退について

勤務先を退職するとき、死亡したとき、医療機関が閉院したときなどは脱退していただきます。

本組合は歯科医療に従事している方が加入いただける健康保険ですので、任意継続制度はありません。

脱退日について

退職の場合は、退職日から14日以内に本組合に申請書類を提出してください。

退職以外の理由で脱退する場合は、希望する脱退日から14日以内に本組合に申請書類を提出してください。

14日を超えて提出があった場合は、離職票の写しや遅延理由書等の提出を求める場合がありますので、ご了承ください。

また、健康保険、共済組合等に既に参加している場合はその加入日の前日、75歳になった日、死亡の場合は死亡した日が脱退日となり、脱退日翌日から被保険者証は使用できません。

添付書類について

- ・ 被保険者証・資格確認書・高齢受給者証などその他の証(世帯全員分)届出書のみを事前に提出している場合は脱退後、すみやかに返還ください。
- ・ 資格確認書(対象者に令和6年12月2日以降発行)
- ・ 健康保険、共済組合等に既に参加している場合は、その被保険者証もしくは資格確認書のコピー

保険料の賦課について

脱退日が月末日以外の場合は、脱退日が属する月から納付は不要です。

(※脱退月まで保険料を一旦徴収し、脱退月または翌月に脱退月分の保険料を返還)

脱退日が月末日の場合は、脱退日が属する月の翌月から納付は不要です。

その他留意事項

- ・ 75歳を迎えた方は後期高齢者医療広域連合の被保険者となるため、本組合を脱退します。
- ・ 脱退手続き完了後に発行いたします資格喪失証明書は事業所宛に送付させていただきますので、送付先を指定されたい場合は、脱退届をご提出される際に送付先住所が記載された返信用封筒を添付ください。